

愛知県公報

発行/愛知県 編集/総務局総務部法務文書課 (毎週火・金曜日発行)

目次 告示

○救急病院の認定	第390号	(医務課)	1
○漁獲共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意	第391号	(水産課)	1
○特定養殖共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意	第392号	(同)	2
○解除予定保安林	第393号	(森林保全課)	2
○道路の区域の変更	第394号	(道路維持課)	2
○道路の供用の開始	第395号	(同)	2
○電線共同溝を整備すべき道路の指定	第396号	(同)	2
○急傾斜地崩壊危険区域の指定	第397号	(砂防課)	3

公 告

○大規模小売店舗の新設の届出	(商業流通課)	3
○都市計画道路の変更案の縦覧	(都市計画課)	5
○環境影響評価準備書の縦覧及び説明会の開催	(同)	6
○開発行為の許可に基づく工事完了	(建築指導課)	7
○落札者等の公示	(経営課)	7
○愛知県警察本部庁舎(本館・北館)で使用するガスに関する一般競争入札の実施	(施設課)	8

告 示

愛知県告示第390号

救急病院等を定める省令(昭和39年厚生省令第8号)第1条第1項の規定に基づき、次のように救急病院を認定した。

令和5年10月3日

愛知県知事 大村 秀章

名 称	所 在 地	認 定 年月日	認 定 有効期限
国家公務員共済組合連合会名城病院	名古屋市中区三の丸1-3-1	令和 5.9.1	令和 8.8.31

愛知県告示第391号

漁業災害補償法施行規則(昭和39年農林省令第35号)第48条の2において準用する同令第47条の規定に基づき届出があった次の区域及び区分についての特定第二号漁業者の漁獲共済に係る共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、漁業災害補償法(昭和39年法律第158号)第108条第2項に規定する要件に適合するものと認める。



令和5年10月3日

愛知県知事 大村 秀章

区 域	区 分
篠島区域 (篠島漁業協同組合の地区)	総トン数20トン以上100トン未満の漁船により船びき網を使用して営む漁業
形原区域 (蒲郡漁業協同組合の地区のうち旧形原漁業協同組合の地区)	総トン数15トン以上100トン未満の漁船により沖合底びき網を使用して営む漁業

愛知県告示第392号

漁業災害補償法施行規則（昭和39年農林省令第35号）第71条の7において準用する同令第47条の規定に基づき届出があった次の区域についての区域内特定養殖業者の特定養殖共済に係る共済契約の締結の申込み又は規約の設定についての同意は、漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第125条の6第1項に規定する要件に適合するものと認める。

令和5年10月3日

愛知県知事 大村 秀章

区域

特定の篠島加入区に係る区域

愛知県告示第393号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第1項の規定に基づき、次のように保安林の指定を解除する予定である。

令和5年10月3日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 解除予定保安林の所在場所
田原市赤羽根町明神31の3、31の9
- 2 保安林として指定された目的
土砂の流出の防備
- 3 解除の理由
指定理由の消滅

愛知県告示第394号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年10月3日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	道路の区域			
		新旧別	区 間	敷地の幅員	延長
県道	名古屋祖父江線	旧	名古屋市境から清須市西枇杷島町日の出17番地先まで	A 15.7 ~ 35.7 m	0.604 km
		新	同	A 15.7 ~ 35.7 m B 8.0 ~ 38.0 m	0.604 km 0.599 km

備考 A及びBは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

愛知県告示第395号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。その関係図面は、公示の日から1箇月間愛知県建設局道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和5年10月3日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道	名古屋祖父江線	名古屋市境から清須市西枇杷島町日の出20番2地先まで	令和5年10月3日

愛知県告示第396号

電線共同溝の整備等に関する特別措置法（平成7年法律第39号）第3条第1項の規定に基づき、電線共同溝を整備すべき道路を次のように指定した。

令和5年10月3日

愛知県知事 大村 秀章

道路の種類	路線名	区間
県道	国府馬場線	豊川市諏訪西町二丁目262番1地先から同諏訪三丁目235番地先まで

愛知県告示第397号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定に基づき、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

令和5年10月3日

愛知県知事 大村 秀章

犬山市字北大門区域

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から8号までを順次結んだ線及び標柱8号と1号を結んだ線に囲まれた土地の区域

市	字	地番	標柱番号
犬山	北大門	2-1	1号
同	同	12-1	2号
同	同	20-1	3号
同	同	38	4号
同	同	31-1	5号
同	同	30	6号
同	同	同	7号
同	同	1-2	8号

公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第5条第1項の規定により大規模小売店舗の新設の届出があった。

なお、法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から4箇月以内に限り、愛知県に対し意見書の提出により意見を述べる事ができる。

令和5年10月3日

愛知県知事 大村 秀章

- 1(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
D C M株式会社
東京都品川区南大井六丁目22番7号
代表取締役 石黒 靖規
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) D C M知多店
知多市知多信濃川東部土地区画整理事業保留地1街区1画地
- (3) 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年5月1日
- (4) 大規模小売店舗の概要

届 出 事 項		概 要	
小売業を行う者	氏名又は名称	D C M株式会社	
	代表者の氏名	代表取締役 石黒 靖規	
	住所	東京都品川区南大井六丁目22番7号	
	その他小売業を行う者	なし	
店舗面積の合計		8,712㎡	
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧による
		収容台数	196台

	駐輪場	位置	縦覧による
		収容台数	19台
	荷さばき施設	位置	縦覧による
		面積	150㎡
	廃棄物等の保管施設	位置	縦覧による
		容量	30.6㎡
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻		午前7時
	小売業を行う者の閉店時刻		午後9時
	来客が駐車場を利用することができる時間帯		午前6時30分から午後9時30分まで
	駐車場の自動車の出入口	数	4箇所
		位置	縦覧による
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯		午前6時から午後10時まで

- (5) 届出の日
令和5年8月30日
- (6) 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (7) 届出等の縦覧の期間及び時間
令和5年10月3日（火）から令和6年2月5日（月）まで（日曜日、土曜日、令和5年12月29日、令和6年1月2日及び3日並びに国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (8) 意見書の提出期限及び提出先
令和6年2月5日（月）
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課
- 2(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
あいち知多農業協同組合
常滑市多屋字茨廻間1番地111
代表理事 山本 和孝
- (2) 大規模小売店舗の名称及び所在地
JAあぐりタウンげんきの郷
大府市吉田町正右エ門新田1番地の1ほか119筆
- (3) 大規模小売店舗の新設をする日
令和6年7月1日
- (4) 大規模小売店舗の概要

届出事項		概要	
小売業を行う者	氏名又は名称	株式会社げんきの郷	
	代表者の氏名	代表取締役 新美 善民	
	住所	大府市吉田町正右エ門新田1番地の1	
	その他小売業を行う者	1名（縦覧による）	
店舗面積の合計		2,030㎡	
施設の配置に関する事項	駐車場	位置	縦覧による
		収容台数	431台
	駐輪場	位置	縦覧による
		収容台数	12台
	荷さばき施設	位置	縦覧による

	面積	1,383.5㎡	
	廃棄物等の保管施設	位置 縦覧による	
	容量	29.65㎡	
施設の運営方法に関する事項	小売業を行う者の開店時刻	午前8時	
	小売業を行う者の閉店時刻	午後6時（一部午後9時）	
	来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前6時から午後9時30分まで	
	駐車場の自動車の出入口	数	4箇所
		位置	縦覧による
	荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後10時まで	

- (5) 届出の日
令和5年8月31日
- (6) 届出等の縦覧場所
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）
- (7) 届出等の縦覧の期間及び時間
令和5年10月3日（火）から令和6年2月5日（月）まで（日曜日、土曜日、令和5年12月29日、令和6年1月2日及び3日並びに国民の祝日に関する法律に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時30分まで
- (8) 意見書の提出期限及び提出先
令和6年2月5日（月）
愛知県経済産業局中小企業部商業流通課

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更するため当該都市計画の案を次のように一般の縦覧に供する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに当該都市計画の案について愛知県に対し、意見書を提出することができる。

令和5年10月3日

愛知県知事 大村 秀章

- 1 都市計画の種類及び名称
名古屋都市計画道路1・4・7号高速3号線
名古屋都市計画道路1・3・11号名岐道路
- 2 都市計画を定める土地の区域

名 称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
1・4・7号高速3号線	清須市朝日検見	名古屋市港区船見町地先	清須市阿原宮東、名古屋市西区あし原町、清須市西枇杷島町小田井一丁目、名古屋市西区庄内通一丁目、名古屋市中村区名駅四丁目、名古屋市熱田区六番一丁目、名古屋市港区東海通三丁目
1・3・11号名岐道路	北名古屋市山之腰五条	清須市阿原鴨池	清須市春日中沼

- 3 縦覧場所
愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課及び清須市役所
- 4 縦覧期間
令和5年10月3日から令和5年10月18日まで

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第42条第1項の規定により読み替えて適用される都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定に基づき、次の都市計画を変更するため当該都市計画の案を次のように一般の縦覧に供する。

なお、関係市の住民及び利害関係人は、令和5年11月20日までに当該都市計画の案について愛知県に対し、意見書を提出することができる。

令和5年10月3日

愛知県知事 大村 秀章

1 都市計画の種類及び名称

- 尾張都市計画道路1・3・2号名岐道路
- 尾張都市計画道路3・3・2号北尾張中央道
- 尾張都市計画道路3・1・4号国道22号線
- 尾張都市計画道路3・4・11号一宮各務原線
- 尾張都市計画道路3・4・14号一宮小牧線
- 尾張都市計画道路3・4・19号今伊勢三ツ井線
- 尾張都市計画道路3・5・31号光明寺街道線
- 尾張都市計画道路3・4・56号一宮舟津線
- 尾張都市計画道路3・4・110号北園通瀬部線

2 都市計画を定める土地の区域

名 称	起 点	終 点	主 な 経 過 地
1・3・2号名岐道路	一宮市大毛字稲葉	一宮市丹陽町五日市場字定福寺	一宮市三ツ井三丁目
3・3・2号北尾張中央道	一宮市萩原町萩原字山越	春日井市大留町字東島	小牧市大字間々原新田字上新池
3・1・4号国道22号線	一宮市北方町北方字東本郷地先	一宮市丹陽町五日市場字定福寺	一宮市両郷町二丁目
3・4・11号一宮各務原線	一宮市佐千原字新田	一宮市松降一丁目	一宮市中島通三丁目
3・4・14号一宮小牧線	一宮市松降一丁目	小牧市大草西	岩倉市石仏町下如来堂 春日井市桃山町2丁目
3・4・19号今伊勢三ツ井線	一宮市木曾川町黒田二ノ通り	一宮市丹陽町三ツ井字中切屋敷	一宮市時之島字上屋敷
3・5・31号光明寺街道線	一宮市光明寺字大条戸	一宮市栄一丁目	一宮市西島町五丁目
3・4・56号一宮舟津線	一宮市松降一丁目	小牧市大字西之島字丁田	江南市田代町郷中
3・4・110号北園通瀬部線	一宮市北園通四丁目	一宮市瀬部字巡見	一宮市両郷町二丁目

3 縦覧場所

愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課及び一宮市役所

4 縦覧期間

令和5年10月3日から令和5年11月6日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

環境影響評価法（平成9年法律第81号。以下「法」という。）第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第14条第1項の規定に基づき、尾張都市計画道路1・3・2号名岐道路環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成したので、法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第16条の規定に基づき、次のように公告する。

また、法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第17条第1項の規定に基づき、準備書の説明会を次のように開催する。

令和5年10月3日

愛知県知事 大村 秀章

1 都市計画決定権者の名称

愛知県

2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名称
尾張都市計画道路1・3・2号名岐道路
- (2) 種類
指定都市高速道路又は一般国道の改築
- (3) 規模
延長約7.5キロメートル

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域

一宮市の区域の一部

4 関係地域の範囲

一宮市

5 準備書及びこれを要約した書類の縦覧の場所、期間及び時間

(1) 縦覧場所

ア 愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課（名古屋市中区三の丸三丁目1-2）

イ 一宮市役所まちづくり部都市計画課（一宮市本町2丁目5番6号）

(2) 縦覧期間

令和5年10月3日（火）から令和5年11月6日（月）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）

(3) 縦覧時間

午前8時45分から午後5時30分まで。ただし、一宮市役所まちづくり部都市計画課においては、午前8時30分から午後5時15分まで

6 意見書の提出

法第40条第2項の規定により読み替えて適用される法第18条第1項の規定に基づき、準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、愛知県に対し、意見書を提出することができる。

7 意見書の提出期限及び提出先その他意見書の提出に必要な事項

(1) 提出期限

令和5年11月20日（月）まで（必着）

(2) 提出先

愛知県都市・交通局都市基盤部都市計画課

名古屋市中区三の丸三丁目1-2（郵便番号460-8501）

(3) 意見書の提出に必要な事項

意見書には、次に掲げる事項を記載すること。

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である準備書の名称

ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載すること。）

8 説明会の開催を予定する日時及び場所

(1) 日時

令和5年10月25日（水） 午後7時から

令和5年10月28日（土） 午前10時から

(2) 場所

一宮市民会館ホール（一宮市朝日2丁目5番1号）

9 その他

詳細は、愛知県のウェブページ（<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/toshi/>）を御覧ください。

次の都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事は完了した。

令和5年10月3日

愛知県知事 大村 秀章

許可番号	許 可 年 月 日	開発許可を受けた者の氏名	開発許可を受けた者の住所	開発区域に含まれる地域の名称
4尾建 96-140	令和 4.12.5	株式会社武田コーポレーション 代表取締役 武田 潤也	名古屋港区藤前四丁目809	弥富市鍋田町六野59-1ほか2筆
4尾建 96-252	5.4.12	伊藤 聡之	弥富市前ヶ須町東勘助126-1	弥富市鯛浦町東前新田4-4及び4-5
5尾建 96-23	5.5.18	合同会社積木 代表社員 江崎 貴大	弥富市森津十丁目40-6	弥富市森津十丁目40-8
3西建 44-15	3.6.22	株式会社浅野研究所 代表取締役 高井 俊広	愛知郡東郷町大字諸輪字北山 158-247	みよし市黒笹町樋越4-5ほか31筆
4西建 44-27	4.12.16	株式会社Y u ' sワークス 代表取締役 岡安 勇紀	安城市弁天町2-3	みよし市訪生町汁田68-1

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第12条の規定により、次のように落札者等について公示します。

令和5年10月3日

愛知県病院事業管理者

病院事業庁長 高橋 隆

〔契約に関する事務を担当する所属の名称及び所在地〕

愛知県がんセンター 名古屋千種区鹿子殿1番1号

〔掲載順序〕

- ①物品等又は特定役務の名称及び数量 ②落札者又は随意契約の相手方を決定した日 ③落札者又は随意契約の相手方の住所及び氏名 ④落札金額又は随意契約に係る契約金額 ⑤契約の相手方を決定した手続
⑥入札公告を行った日
①磁気共鳴断層撮影装置 一式 ②令和5年9月4日 ③名古屋市中区丸の内3丁目23-16 株式会社三輪器械 ④279,700,000円 ⑤一般競争入札 ⑥令和5年7月21日

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の規定が適用される調達契約に該当する場合があります。

令和5年10月3日

愛知県知事 大村 秀章

1 調達内容

- (1) 調達案件の名称及び数量
愛知県警察本部庁舎（本館・北館）で使用するガス
予定使用ガス量 469,122m³
- (2) 調達案件の仕様等
入札説明書で示す仕様等とします。
- (3) 履行期間
一般ガス導管事業者の定める令和5年12月の定例検針日の翌日から一般ガス導管事業者の定める令和8年12月の定例検針日まで
（地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3の規定に基づく長期継続契約）
- (4) 履行場所
愛知県警察本部庁舎（名古屋市中区三の丸二丁目1-1）
- (5) 入札方法
ア この入札は、あいち電子調達共同システム（物品等）のサブシステムである電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）により実施するため、電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行した電子証明書又は商業登記法（昭和38年法律第125号）に基づき登記官が作成した電子証明書のうち、一般財団法人日本建設情報総合センターが提供する電子入札コアシステムに対応した証明書を格納しているカード（以下「ICカード」という。）が必要です。
電子入札システムにより難しい場合は、紙による入札書の提出により入札に参加することができます。
イ 詳細な入札方法は、愛知県物品等電子調達実施要領によるものとします。
アドレス <https://www.pref.aichi.jp/soshiki/chotatsu/0000017537.html>
ウ 落札決定に当たっては、入札書に記載された税込の金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった税込の契約希望金額を入札書に記載してください。

2 競争参加資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) この公告の日から開札の日までの期間において、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成24年6月29日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）1(1)アに規定する調達契約からの排除措置を受けていない者であること。
- (3) この公告の日から開札の日までの期間において、愛知県が発注する物品の製造・販売、物品の買受け及び役務の提供等（以下「物品の製造等」という。）に係る指名停止の措置を受けていない者であること。
- (4) 物品の製造等に係る愛知県入札参加資格者名簿（令和4年4月～令和6年3月）の大分類「01. 物品の製造・販売」、中分類「23. 燃料」のうち小分類「08. 都市ガス」に登録されている者であること。
- (5) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがなされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 愛知県警察が定める誓約書及び法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。）に係る名簿が提出されていること。

3 入札説明書の交付方法等

- (1) 入札説明書の交付方法
令和5年10月3日（火）から令和5年10月12日（木）までの電子入札システムの稼働時間内に、電子入札システムにアクセスし、ダウンロードして入手してください。
アドレス <https://www.buppin.e-aichi.jp/index.html>

なお、電子入札システムの稼働時間は、日曜日、土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）及び12月29日から翌年1月3日までの日以外の日の午前8時から午後8時までです。

電子入札システムにより難しい場合は、令和5年10月3日（火）から令和5年10月11日（水）まで（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、(4)の場所において随時交付します。

(2) 入札期間

令和5年10月30日（月）午前10時から令和5年10月31日（火）午後5時まで（電子入札システムの稼働時間は、(1)のとおり。）

(3) 開札の日時及び場所

令和5年11月1日（水） 午前10時

愛知県警察本部総務部施設課

(4) 契約条項を示す場所及び問合せ先

愛知県警察本部総務部施設課施設管理室

名古屋市中区三の丸二丁目1-1（郵便番号460-8502）

電話（052）951-1611 内線2292

4 その他

(1) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 入札保証金

入札に参加しようとする者は、見積金額の100分の5以上の金額の入札保証金（愛知県財務規則（昭和39年愛知県規則第10号。以下「財務規則」という。）第152条の4に定める入札保証金に代わる担保を含む。）を開札期日までに納めなければなりません。ただし、財務規則第152条の3の規定により、全部又は一部の納付を免除されたときは、この限りではありません。

(3) 入札の無効

財務規則第152条（入札の無効）の規定に該当する入札及びICカードを不正に使用して行った入札は、無効とします。

(4) 契約書作成の要否

要

(5) 競争入札参加者に要求される事項

入札に参加しようとする者は、競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を令和5年10月3日（火）午前10時から令和5年10月12日（木）午後5時までの間に電子入札システムにより、又は3(4)の場所に書面により提出しなければなりません（電子入札システムの稼働時間は、3(1)のとおり。）。なお、提出した書類について説明を求められたときは、これに応じなければなりません。

提出された競争入札参加資格確認申請書及び関係書類を審査した結果、当該調達案件を請け負うことができると認められた者に限り、落札の対象とします。

(6) 落札者の決定方法

財務規則第153条第1項の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。

(7) その他

詳細は、入札説明書によります。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the products to be purchased: Town gas to be used in Aichi Prefectural Police Headquarters. Estimated amount required 469,122 m³.

(2) Bidding period: 10:00 a.m., October 30, 2023 - 5:00 p.m., October 31, 2023

(3) Contact point for the notice: Maintenance of Facilities Section, Facilities Division, Department of General Affairs, Aichi Prefectural Police Headquarters

2-1-1 Sannomaru, Naka-ku, Nagoya, Aichi 460-8502 Japan

Tel. 052-951-1611 Ext. 2292

